

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊徳島駐屯地
第348会計隊徳島派遣隊長 前田 瑞貴

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QJB11400680	5RV01AE0039 0001		30				
品名 または 件名							
受変電設備保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
徳島駐業				徳島駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
業務隊管理科 営繕班				令和8年3月31日 (火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊徳島駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年9月4日 (木) 10時00分 徳島駐屯地 小会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 令和7・8・9年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」D級以上で四国地区の競争参加資格を有する者。

2 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
役務請負契約条項
- (2) 特約条項
ア 談合等の不正防止に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項

3 契約条項等を示す場所

入札資料は、下記に示す期間、第348会計隊徳島派遣隊において配布する。

令和7年8月21日（木）～令和7年9月4日（木）（土曜日祝日を除く0900～1600）

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）を記載すること。

5 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
※押印を省略する場合は押印に代えて、責任者及び担当者及び連絡先を記入

6 契約書の作成

契約金額が100万以上の場合請書を、250万以上の場合は契約書を作成する。

契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額

総品目で総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、令和7年9月3日（水）17時00分必着分までを有効とします。
なお、事前に郵便入札の申し出を第348会計隊徳島派遣隊で行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、入札日までに資格決定通知書の写しを提出してください。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。（様式随意）
- (5) 市価調査書につきましては令和7年9月1日（月）までに提出をお願いします。（FAX可）
- (6) 入札書、市価調査書の金額について内訳のご提出をお願いします。（様式随意）
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊にて閲覧してください。
- (8) 入札心得等関係事項を承知の上参加してください。
- (9) 落札者が「入札及び契約心得」にしたがって契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (10) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒779-1115 徳島県阿南市那賀川町小延413-1

陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊 契約係 担当：金澤

TEL0884-42-0991 内線(347) FAX0884-42-0993（直通）

本公告は、陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>に掲示している。

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊徳島駐屯地
第348会計隊徳島派遣隊長 前田 瑞貴

殿

¥

(消費税を含まない)

- 1.納期 令和8年3月31日
2.納地 陸上自衛隊徳島駐屯地
3.支払 適法な請求書受領後、30日(工事40日)に支払
4. 契約条件等 下記公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札見積致します。

令和7年9月4日

住所・名称・代表者名

内訳 外税

印

品名	規格	単位	数量	単価	金額
受変電設備保守点検	仕様書のとおり	ST	1		
合計					

※ なつ印は鮮明に、訂正個所には代表者印、2枚続きには割印を
誓約事項
「当社(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

申込日年月日： . . .

入 札 参 加 申 込 票

公 開 日	令和7年8月21日(木)
件 名	受変電設備保守点検
入 札 日 時	令和7年9月4日(木) 10時00分
入 札 場 所	陸上自衛隊徳島駐屯地 小会議室

会 社 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
メールアドレス		
担 当 者 名		
参 加 方 法 (該当する欄に○ をして下さい)	持 参	郵 便

注意事項等

- 1 入札に参加を希望する場合は本申込票に必要事項を記入し下記の3の連絡先までFAXしてください。
- 2 入札書を郵送する場合
郵送する封筒の表に公告の件名、入札日時を朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認を実施してください。なお、FAXでの提出を不可とする。その場合でも発送者の責により受信の確認をすること。
- 3 連絡先
第348会計隊徳島派遣隊 契約班 担当：金澤
TEL 0884-42-0991 (内線：347)
FAX 0884-42-0993
- 4 入札書書式等について
参加申込確認後、メールまたはFAXの方法にて該当する入札書を送付致します。

仕様書番号：第 30 号
作成年月日：令和7年 7月10日
作成責任者：事務官 久保 洋太

受変電設備保守点検

徳島駐屯地業務隊

管理科長	営繕班長	工事企画	作成

特記仕様書

- 1 件 名 受変電設備保守点検
 2 場 所 徳島県阿南市那賀川町小延413-1 陸上自衛隊徳島駐屯地
 3 概 要 受変電設備、継電器の動作試験、各機器の絶縁測定及び絶縁油耐圧試験
 屋内外受変電設備の点検・清掃

4 一般事項

- (1) 本整備は本特記仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）」
- (2) 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
- (4) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (5) 写真は、着工前、完成及び施工後隠蔽となる箇所、また、主要な段階状況、使用材料、その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
- (6) 撤去品が発生した場合、金属類は、関係書類提出後監督官の指示する場所に集積するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
- (7) 本整備は、令和8年3月31日までの間で、官側と調整した日時に実施するものとする。

5 特記事項

- (1) 本整備での点検箇所は次のとおりとする。

番号	名称	内容	備考
1	引込柱	別紙P2に記載	常用、予備
2	需品整備工場受電室	別紙P2に記載	
3	庁舎キュービクル	別紙P2に記載	
4	隊舎キュービクル	別紙P3に記載	
5	合棟倉庫キュービクル	別紙P3に記載	
6	体育館キュービクル	別紙P4に記載	
7	西門キュービクル	別紙P4に記載	
8	グラウンドキュービクル	別紙P4に記載	
9	非常用発電機室	別紙P4に記載	

- (2) 点検に伴う駐屯地停電中は、仮設発電機（25KVA程度1台）を請負会社が設置し、給水加圧ポンプへ給電を行う。
- (3) 本整備の作業日程等については、1～2月のうち土曜日を基準とし、細部は監督官との調整によるものとする。
- (4) 点検完了後、各点検結果報告書を作成し、1部提出すること。

件名	受変電設備保守点検	図面番号	1 / 6
種別	特記仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊 徳島駐屯地業務隊管理科		

点検実施内容一覧

1 引込柱

(1) DG付高圧引込負荷開閉器 2基(常用、予備回線)の点検

- ア 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を確認する。
- イ 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。
- ウ 接地抵抗測定、接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- エ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。
- オ 開閉器の入・切操作を行い、その良否を点検する。
- カ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。
- キ 方向性SOG継電器の動作試験を行う。

2 需品整備工場キュービクル

(1) 不足電圧継電器 1台、過電流継電器 5台 地絡方向継電器 4台の点検

- ア 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を確認する。
- イ 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を確認する。
- ウ 継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。
- エ シーケンス試験(インターロック試験及び保護連動試験)を行う。

(2) モールド変圧器 3台、避雷器 2台の絶縁測定

(3) 高圧真空遮断器7台、コンデンサ用接触器3台

ア 真空度点検(耐圧試験)

イ 接触子摺動部へのグリス塗布(三菱電機株製MG702P)及び機構部に潤滑油(呉工業株製 No.1058)
注油

ウ 絶縁測定

(4) 接地抵抗測定

(5) キュービクル内部清掃

3 庁舎キュービクル

(1) 不足電圧継電器、過電流継電器 各1台の点検

2- (1)の点検内容と同じ。

(2) 高圧真空遮断器 1台

ア 真空度点検(耐圧試験)

イ 接触子摺動部へのグリス塗布(三菱電機株製MG702P)及び機構部に潤滑油(呉工業株製 No.1058)
注油

ウ 絶縁測定

(3) モールド変圧器 4台、避雷器 1台の絶縁測定

(4) 接地抵抗測定

- (5) 遮断器1台、避雷器 1 台の絶縁測定
- (6) キュービクル内部清掃

4 隊舎キュービクル

- (1) 不足電圧継電器、過電流継電器 各1台の点検
2-(1)の点検内容と同じ。
- (2) 高圧真空遮断器 1 台
 - ア 真空度点検(耐压試験)
 - イ 接触子摺動部へのグリス塗布(三菱電機株製MG702P)及び機構部に潤滑油(呉工業株製 No.1058)注油
 - ウ 絶縁測定
- (3) モールド変圧器 3台、避雷器 1台の絶縁測定
- (4) 接地抵抗測定
- (5) 避雷器 1 台の絶縁測定
- (6) キュービクル内部清掃

5 合棟倉庫キュービクル

- (1) 不足電圧継電器、過電流継電器 各1台の点検
2-(1)の点検内容と同じ。
- (2) 高圧真空遮断器 1 台
 - ア 真空度点検(耐压試験)
 - イ 接触子摺動部へのグリス塗布(三菱電機株製MG702P)及び機構部に潤滑油(呉工業株No.1058)注油
 - ウ 絶縁測定
- (3) 避雷器 1台の絶縁測定
- (4) 油入変圧器 3台の点検
 - ア 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無を点検する。
 - イ 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。
 - ウ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
 - エ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。
 - オ 放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。
 - カ 絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。
 - (ア) 絶縁油破壊電圧試験(絶縁耐力試験)5回
 - (イ) 酸化度試験
- (5) 接地抵抗測定
- (6) 避雷器1台の絶縁測定
- (7) キュービクル内部の清掃

6 体育館キュービクル

- (1) 避雷器 1台の絶縁測定
- (2) 油入変圧器 2台の点検
5-(4)の点検内容と同じ。
- (3) 接地抵抗測定
- (4) キュービクル内部の清掃

7 西門キュービクル

- (1) 避雷器 2台の絶縁測定
- (2) 油入変圧器 1台の点検
5-(4)の点検内容と同じ。
- (3) 接地抵抗測定
- (4) キュービクル内部の清掃

8 グラウンドキュービクル

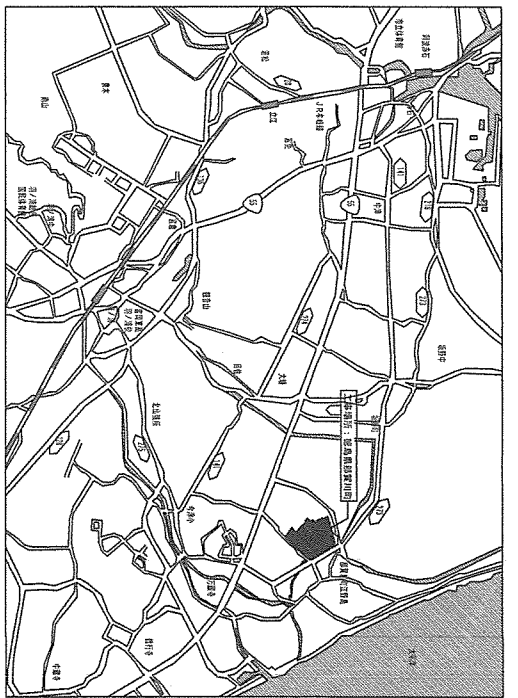
- (1) 避雷器 2台の絶縁測定
- (2) 油入変圧器 1台の点検
5-(4)の点検内容と同じ。
- (3) 接地抵抗測定
- (4) キュービクル内部の清掃

9 非常用発電機室

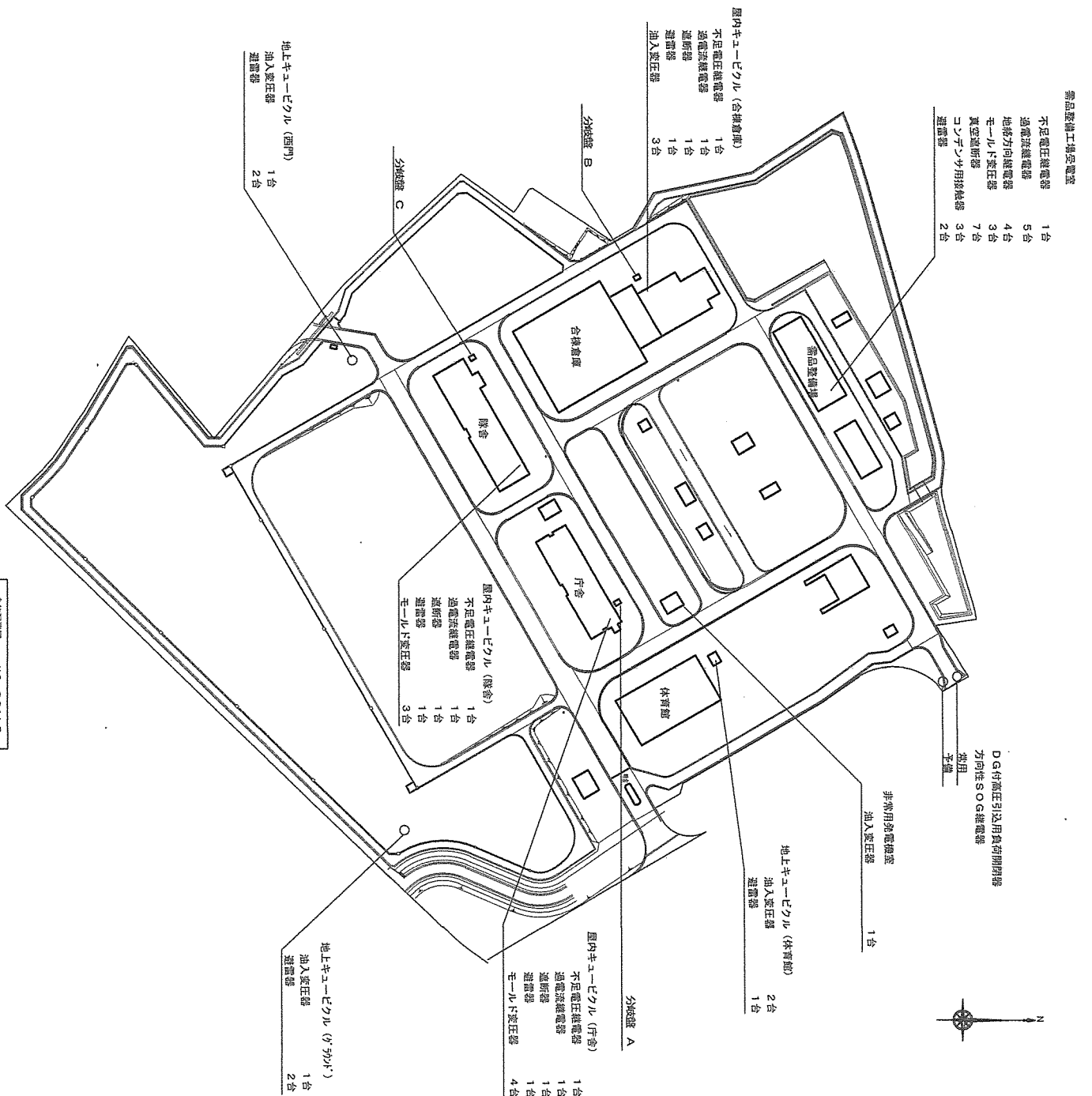
- (1) 油入変圧器 1台の点検
5-(4)の点検内容と同じ。

10 高圧配電線路絶縁抵抗測定 (別図番号)

- (1) 引込柱 ~ 需品整備工場受電室 (①、②)
- (2) 需品整備工場受電室 ~ 体育館 (③)
- (3) 需品整備工場受電室 ~ 分電盤 A (④)
- (4) 体育館 ~ 分電盤 B (⑤)
- (5) 分岐盤 B ~ グラウンド (⑥)
- (6) 分岐盤 B ~ 庁舎 (⑦)
- (7) 分岐盤 A ~ 合棟倉庫 (⑧)
- (8) 隊舎 ~ 分岐盤 A (⑨)
- (9) 西門 ~ 分岐盤 C (⑩)
- (10) 西門 ~ グラウンド (⑪)



案内図 NO SCALE



全体配置図 NO SCALE

